全保協　NEWS LETTER

保育の現場で役立つ！働き方の最新情報

2026年度 第8号

特集　こども性暴力防止法（12月25日施行）　○●○○○○　第2回／全6回

園は何をする？　～施行までの準備がひとめでわかる見取り図～

前号の全体像に続き、今号は「いつまでに・何をするか」です。国の義務事業者用準備ガイドをもとに、園の動きを月ごとの見取り図にまとめました。まずは「いつまでに・何をするか」を確認しましょう。

先に確認： GビズIDと事業者情報の登録は、お済みのことでしょう。残っているのは担当者の権限設定で、12月上旬までに行います。まだ登録をしていない園・わからない園は、運営法人や所轄の自治体に確認しましょう。

10月（いまここ）　まず知る・決める

- □進め方の担当者を決める
- □職員に制度を知らせる
- □確認対象の職員（対象業務従事者）の範囲を決める
- □「不適切な行為」の範囲を現場と話し合う

11月　かたちに整える

- □就業規則の見直し
- □採用書類の見直し
- □報告・対応ルールづくり
- □相談窓口を決めて知らせる
- □研修の計画と受講開始
  （教材は国が無料提供）
- □情報管理規程づくり

12月　仕上げる

- □研修受講を終える（現職は原則施行前に）
- □子ども・保護者への周知
- □相談窓口の掲示を確かめる
- □園内の最終チェック

12月25日～　施行後はこうなる

- ●新しい人は働く前に確認
- ●いま働いている職員は3年以内に順次確認
- ●マイナンバーカードの準備
- ●新しい人の研修は施行後も続きます

なぜ？

なぜ10月から始めるのでしょうか。就業規則の変更は、職員代表の意見を聴き、法人によっては理事会にはかるなど、手続きに時間がかかります。研修は対象の職員全員が受講します。12月は行事や年末の業務で忙しく、12月になってから始めるのでは間に合わないおそれがあります。だからこそ、10月のいま始めましょう。

ワンポイント解説

「不適切な行為」とは、性暴力ではないものの、続くと性暴力につながりかねない行為のことです。国は、私的な端末で子どもを撮影する、業務上必要がないのに身体にふれる、特定の子どもの保育を理由なく担当しようとする、などを例に挙げています。園でどこまでを「不適切な行為」の対象とするかは、こうした例を参考に、保育士等と話し合って決めましょう（萎縮しすぎない範囲づくりも大切です）。

★ひとことメッセージ★

この1枚を職員会議で回すことが、最初の準備です。まずは「だれが担当するか」を決めるだけでも、大きな一歩です。

次号予告　第9号「規程と就業規則を整えよう」　～時間のかかる手続きから先に進めます～

国の準備ガイド・研修教材
こども家庭庁の特設ページへ

会報「ぜんほきょう」
9月号の特集でも解説（全保協HP）

アンケート・リクエスト
質問や感想もお気軽にどうぞ➡

※園ごとの個別のご相談（有償・別途ご案内）は、発行者（下記）までお気軽にご連絡ください。

■発行者（全保協委託）社会保険労務士法人こどものそら舎　https://kodomonosora.jp/
※全保協会員の皆さまへの限定配信です。必要に応じて会員への回送をお願いいたします。無断複製等はご遠慮ください。

社会保険労務士法人 こどものそら舎